

令和2年7月22日

関係業者 各位

広島西医療センター 院長

院内への訪問・入館の制限について

全国移動が解禁されたことに伴い7月1日より訪問・入館制限を一時的に解除しておりましたが、新型コロナウイルス感染症新規患者が広島県内で急増し、7月21日には広島県から「感染拡大に対する第2波警戒強化宣言」が発せられたことから、**関係業者の訪問・入館について下記のとおり再制限**させていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

◆訪問・入館を許可するもの

1. 医薬品、医療用材料、医療機器、患者食料品の納品
2. 医療機器、病院設備等の修理・点検
3. 委託業務（検査、リネン、清掃、洗濯、患者散髪、売店、自販機など）
4. その他、病院から事前に許可を得たもの

これらについても、できるだけ短時間で済ませるようお願いします。

(注意事項)

- ①納品修理等で院内での作業が必要な場合は、事前に各部署担当者へご連絡ください。
- ②来院される場合は、マスクの着用、手指消毒の励行をお願いします。
- ③許可を得ず病棟・外来へ立ち入ることは絶対にしないでください。
- ④医師等スタッフへの情報提供は電話、郵送、メール等をお願いします。

制限を解除する場合は、改めてご連絡させていただきます。

(R2.7.22 管理課長)